

1.まちづくりの基本理念「個の尊重」「共生の実現」「自治の確立」について

元気派市民の会の大河巳渡子です。元気派市民の会は、当初から「市民が主役のまちづくり」を掲げ、行政は納税者・主権者である市民の意思に基づき市民のための仕事をする地方政府として位置づけ、一方、私達市民は自分たちのまちは自分たちでつくるという、自主・自立の精神と責任を持って、共に力を合わせながらまちづくりに取り組み、持続可能な共生社会を目指しています。地域で安心して暮らし、住民自治による市政を実現していくためには、まちづくりの基本理念である「個の尊重」「共生の実現」「自治の確立」の推進が求められているとの認識から、具体的には2つの施策について順次質問します。

(1)公文書管理条例の制定を

ア 情報は市民のもの、市民の知る権利を保障した公文書管理条例の制定を

歴史の歴史は過去に起こった事を記した文書を表し、史とは過去に起こった全ての出来事のうち文書に残った記録を言う。文書に残らなければ、過去の事実があっても歴史に残らない。公文書のないところに国家も歴史も存在しない」公文書が近代国家の礎とされるのは、こういう背景があると言われていています。情報公開条例が多くの自治体で制定され、調布市でも平成11年＝1999年に制定されましたが、その際には、意思決定が終わっている文書のみが請求対象でしたが、平成13年＝2001年に国でも情報公開法が制定され、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示請求権が明確になりました。このことにより、行政機関の保有する情報の一層の公開が進み、併せて政府の説明責任も果たされることにより、国民の的確な理解と批判の下にある、公正で民主的な行政の推進に資することが可能になっています。さらに、情報公開法制定後の2007年には、公的年金保険料の納付記録漏れ問題が発覚するという消えた年金記録問題などが浮上し、情報公開の前提となる公文書の管理そのものが問題視され、2011年4月から公文書管理法が施行されました。この法の施行により、国及び独立法人等の諸活動や、歴史的記録としての公文書は、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源で、主権者である国民が主体的に利用できるものとして位置付けられ、行政機関は公文書を通じての説明責任を果たすように求められました。公文書とは、国または、地方公共団体の機関、または公務員がその職務上作成し、または取得した文書であり、組織において業務上必要なものとして、利用または保存されている組織共用文書も含まれています。また、公文書は、行政の適切な運営を担保するもので、組織内部で各案件の経緯や各担当の経験を共有し、後に検証できるものであることが求められています。各行政機関で公文書の管理が徹底されることにより、知る権利も保障されることとなります。公文書は、国民・市民のものであり、国や市が勝手に廃棄したり、改ざんしたり隠したりできるものではないことは当然のことですが、今般の国における文書改ざんの事態は、行政機関の信頼を失墜させ、政治・行政の基盤、民主主義の根幹をも危うくするものであることを学びました。公文書管理法は、『地方自治体は、公文書の管理について、その基本的方針を定め、保有する文書の適正な管理に必要な施策を策定し、実施するよう努めなければならない』として、条例制定については、努力義務が課せられているところです。

調布市においては、自治の基本理念及び市政運営の基本原則を明らかにし、自治によるまちづくりを進めるため自治基本条例を制定しました。条例には、市政運営の基本原則の最初に情報公開を定め、「市は、市政情報を適正に管理し、及び保存するとともに、市民

に分かりやすく、積極的に公開するものとする」とあります。確かに、積極的に公開するための情報公開条例は制定されていますが、市政情報の中心である公文書の適正な管理、保存に関する条例が制定されていません。現状では、公文書の重要性の判断は、市にゆだねられ、市民の知る権利の保障という観点から適切なものか、また公文書の管理・保存期間等は妥当なものかといった点については、十分なチェックがされていないように感じられます。

アメリカでは主権者である国民が、権力を監視・統制できることが重要であるとの考え方から、例えば大統領がいつ誰に電話したかも記録され、任期満了後に随時公開されています。FBI が問い合わせをしたといったことについても記録されています。文書管理は内部管理事項といった発想からの脱却が必要です。

スライド➡、アメリカ国立公文書記録管理局が保管し公開されている前クリントン大統領の2000年12月1日の日程です。

市民の共有財産ですから、作成されるべき文書が確実に作成されること、取得されるべき文書が確実に取得されること、そのうえで、それらの公文書が必要な期間、適切に保存・管理されることが基本です。そのためにも、公文書管理に関する条例化は欠かせないものと考えます。条例化によって、公文書の作成や管理が、内部の判断・基準から、議会の議決を得たものとなり、市民の財産であるという明確な位置づけになります。また、条例の施行により、市民への情報公開の充実が図られるとともに、市においても自治体活動をどう記録して残すかというガバナンスの向上、行政の意思決定過程の説明責任を果たすことになります。

実は、3月議会の委員会審査において、市および市長の公文書管理関しての基本姿勢が問われるような実態があることが明らかになりました。それは、市長の公務日程の記録に関してです。質疑の中で、「市長が機微と判断したものは秘書課への情報提供がないので、詳細を把握していない」「相手先の打ち合わせとか面会の内容が、機密性が求められる必要があると市長が判断したものは秘書課でも把握できていない」また、「市長が調整すべき日程は自らがして、その中で、秘書課が知る必要がないと判断すれば秘書課に一つ一つつまびらかには情報を提供していない、これは市長の判断の中で行っている」といった趣旨のやりとりでした。しかし、それらは公務であり、それは公金を使用して行動されたことでありいます。市長の公務について、記録に残すことは当然のことです。在任中に公務記録を公開するかどうかは情報公開の基準を策定しそれに従えばいいのであって、まずは記録に残すことは必要です。そこで公文書について質問します。

- ① 現在公文書について定められた保存期間満了した後の資料はどのように扱っているのでしょうか。
- ② 公文書を誤って破棄することがないような対策を講じているのでしょうか、
- ③ 公文書の適正な管理・保存のため、第三者的機関である審議会等設置が必要ではないのでしょうか。
- ④ 公文書は、市民の知る権利を保障し、市の説明責任を果たすためには、意思決定に至る過程や事務・事業の実績の跡付けや検証ができるよう作成すべきですが、現状の作成基準はどうなっているのでしょうか。
- ⑤ 市は委員会審議において「公文書の管理、整理、保存方法等は、文書管理規則で規定しており、公文書管理条例は考えていないが、研究は続けていきたい」と答弁しています。しかし、今、公文書の作成、管理、保存につい

て社会の厳しい批判の目が注がれています。市の公文書においてもより適正な文書管理を確保する上で、職員による検討ではなく、専門家や市民からなる組織により、公文書管理条例の検討をすべきではないでしょうか。

イ 公文書の適切な保存と市民の利用に供する公文書館の設置を

公文書は市民財産ですが、現状では公文書館が設置されていませんので、それに触れる機会はほとんどありません。公文書は、監理・保存はもとより、市民に利用されることにより、自治の向上につながるという意義があります。単独の施設が難しいのであれば、市役所周辺の空き室、あるいはプレハブ等立てる等方策はあると思いますが、お考えをお聞かせください。

(2) 当事者参加による障害者総合計画の推進に向けて

ア 障害者総合計画策定過程の意義について

「障害者差別解消法」が平成28年4月に施行されて以降、初の調布市の障害者福祉に関する計画策定されました。総合計画の策定及び自立支援協議会での審議等について何回も傍聴してきましたが、当事者が加わることで課題が明らかになり実施段階に入った際に具体的な施策展開ができる点、また自治基本条例にあるように、自分たちのまちは自分たちでつくるという自主・自立の精神と責任を持って、共に力を合わせながらまちづくりに取り組んでいくためにも当事者、関係団体、専門家といった中で話し合わせ合意形成をしていった過程に意義があると認識していますが、市として計画策定における基本認識についてお答えください。

イ 計画の実施における当事者の参加・参画について

計画は、障がい当事者や家族、学識経験者、関係機関等、十分な議論を通して策定されたと認識しています。計画の実施に当たっても、当事者の積極的な参加、参画があると考えますが、市はどのように参加、参画を保障していくのかお答えください。

ウ市民の声であるパブリック・コメントへの対応について

1) 医療的ケアが必要な障がい児・障がい者の医療体制整備について

パブリック・コメントは市民が市政に参加する一つの方法です。「調布市障害者総合計画(案)」のパブリック・コメントを実施したところ次のような意見が提出されました。『精神障害者の他科医療受診を受けやすくしてほしい。精神病患者が怪我をして、救急車を呼んでも受け入れ先が見つからない経験をして非常に困ったことがあった。救急隊員の方も手を尽くして探してくださったが、精神障害者ということで、どこの病院でも受け入れ拒否された。1時間以上後ようやく吉祥寺の総合病院で診察だけはしてくれるというので、救急車で向かったが診察を受けた結果、多発骨折のため、入院手術が必要だが精神科がないので、入院は出来ないとのこと。怪我から5時間以上経て、やっと府中市の都立病院へ入院できたが、手術は混み入っているため4日後になった。精神科のある総合病院は少なく、救急を要する場合でなくても、内科や婦人科の病気で入院治療を要する場合、受診先をどこにするかは精神障害者と家族にとって不安材料だ。調布市内で精神科医と連携して一般医療が受けられるための取り組みをお願いする』と切実な思いが綴られていました。この「精神障害者への医療支援」について要望に対し、市の考え方は『精神障害に限らず障がいのある人が地域において、生活習慣病などの予防や早期発見のための健康診査などが受けられ、適切な医療が受けられるように医療体制の整備について検討してまいります』とありますが、精神障がいの当事者やご家族にとっては深刻な問題です。施策を前に進めるため、市としては、どのように取組まれるのかお答えください。

2) 医療的ケアが必要な障がい児・障がい者の把握と介護者支援について

パブリックコメントの市の考え方の中に、医療的ケアが必要な障がい児・障がい者への支援について緊急対応やレスパイト機能を実施すると記載されています。策定委員会を傍聴の際に、在宅で重度の障害児を抱えている家族の把握が難しいとの話を耳にしました。適切な医療ケアを行うためにも、実際に在宅で重度の障害児を抱えている対象者や家族の把握と共に、その家族に寄り添った支援をコーディネーターする機能が欠かせません。ケアラー支援は3計画策定のなかでも重要な視点でしたが、今後どのように対応していくのかお答えください。

エ 市民と協働で障害者総合計画を協働で推進するために

1) 障害者総合計画のバックボーンとなる考え方の市民への周知・啓発について

2006年に国連で採択された「あらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有」と「障害者の固有の尊厳の尊重」を促進することを目的とした全ての障害者の権利に関する条約が2014年に締結されました。この条約にある合理的配慮の理念と、共生社会の実現を盛り込むため、障害者基本法が改正され、障害者差別解消法が成立したことは周知の通りです。議会においても法の施行に向けた市の環境整備、あるいは施行後の対応等取り上げ、市も取組まれてきた経緯があります。

今回、初めて条約にある合理的配慮と、共生社会の実現を盛り込んだ利用者本位」「当事者の視点の重視」を基調に、「その人らしい自立した生活の充実」や地域生活支援に障害者福祉の総合計画が策定された。

今後、計画の背景となる考え方をはじめ、調布市の福祉3計画の共通事項である「みんなが 自分らしく 安心して つながりをもって 暮らし続けられる まち 支え合い 認め合い とともに暮らす 」という将来像の実現に向け、人権意識を広く市民に伝え計画実現に向けて協働で支え合い推進するために、どのように取組むのでしょうか。

オ バリアフリーのまちづくりの推進について

1)2020 年に向けた調布市アクション&レガシープラン 2018 におけるユニバーサルデザインの考えに基づく福祉のまちづくりの推進について

スライド⇒バリアフリーハンドブックの表紙、市関連施設のバリアフリーの設備表、役所周辺施設のバリアフリー状況です。

今回、市民の外出時の利便性向上と地域における障害理解の促進を目的として当事者の方々の意見も反映した、調布市バリアフリーハンドブック作成を評価します。誰でもトイレやエレベータの有無などについて幅広く施設のバリアフリー状況を取りまとめたもので、公共施設や医療施設の他に、商業施設も加えられているので、外出時に役立つものと期待しています。ハンドブックには建物のバリアフリー化だけでなく「心のバリアフリー」も有用な要素として取組むとあります。私は策定過程における当事者参加などの様子を傍聴してきましたが、視覚障がい者の方から、盲導犬同伴を保健所の指導という誤った情報を理由で入店を拒否された事例を耳にしました。視覚障がい者が同伴した盲導犬は身体障害者補助犬法により、訓練・認定された犬であり、盲導犬、介助犬及び聴導犬として身体障害者の自立と社会参加に資するものとして、法に基づく表示をつけています。盲導犬は、視覚障害のある人が街なかを安全に歩けるようにサポートし、介助犬は、肢体不自由のある人の日常生活動作をサポートし、聴導犬は、聴覚障害のある人に生活の中の必要な音を知らせ、音源まで誘導します。これらの身体障害者補助犬は、公共施設をはじめ様々な場で受け入れを義務付けられているものです。ハンドブックにも多くの商業施設が例示されています。今後オリンピック、パラリンピックで、内外か

ら調布を訪れる障害者の方も増える中、こういった保健所の指導という誤った対応がないよう、市民の理解を広めることも大切と考えますが、今後、さまざまな障がいや障がいのある方への市民理解を得ていくために、具体的にどのようにすすめていかれるのかお答えください。

東京2020組織委員会のアクション&レガシープランには、パラリンピックを契機とした共生社会の実現、あるいは、ユニバーサル社会の実現も掲げられています。市の取組方針にも、ユニバーサルデザインの理念に基づき、福祉のまちづくりの推進として、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が示したTokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン等を踏まえた利用者視点にあった公共サイン整備等が2019～2020年の姿として示されています。

スライド⇒tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン概要版、カウンターの高さなどハード面の詳しい記述や、サポートなどのソフト面も詳しく表示されています。

このガイドラインは160ページ近い冊子で国際パラリンピック委員会が世界中の障がいのある人を含めたすべてのニーズを満たすため、**公平・尊厳・機能性**を基本原則に据えて具体的に様々なアクセスのしやすさ、使いやすさ等について掲載されています。障がい者へ配慮することが、障がい者だけでなく、けがをしている人、高齢者、子ども、乳幼児を連れた人、ライフステージのどこかで感覚や身体機能が衰えた人など、全ての人に対して使いやすくアクセスしやすい環境となり、助けることができると述べられています。また、当然ながら介助犬、盲導犬、聴導犬への配慮も明記されています。さらに障がいに対する課題を明らかにして、誤解や偏見を取り除き、コミュニケーション上のバリアが生じないようにトレーニングするためには、障がいではなく、その人自身を理解する、何をおいても相手を理解し、人格を尊重するための細かい対応が、基本原則に沿って具体的に述べられています。このアクション&レガシープランの実行期間は2018～2020年度までとなっていて、以降レガシーの創出とあります。障がい、障がい者理解に向けて、ガイドラインにもあるトレーニングのひとつとして、市民や市内事業者に対する社会福祉協議会主催の出前ボランティア講座を受講する方法もあるのではないのでしょうか。この講座は、『障がいのある方と日常的に援助をされている方からなる講座スタッフの指導による体験を通して、援助技術を学ぶだけでなく、障がいのある方と出会うことで、何がバリアになっているか考える機会を提供します。』とあります。目が見えないことによる不安・不便さ、車椅子に試乗して、当事者がみる風景を体感するなど、障害者に対する理解と当事者の視点から、何を支援したらよいのかを学ぶ機会を拡充していくことが共生社会につながっていくものと考えます。市におけるユニバーサルデザインの考えに基づく福祉のまちづくりの推進について、ハード・ソフト面について具体的にどのように取組まれるのかお答えください。以上、分かりやすい答弁を求めます。

答弁

(市長答弁)

ただいま、大河巳渡子議員よりまちづくりの基本理念に関するご質問をいただきました。私からは、「2020年に向けた調布市アクション&レガシープラン2018」における、ユニバーサルデザインの考えに基づく福祉のまちづくりの推進に係る市の基本的な考え方についてお答えいたします。

ラグビーワールドカップ2019、東京2020大会には、国内外から多くの方が調布

市を訪れることが予想されます。そこで、両大会を迎える様々な準備に当たり、市は独自の取組方針を策定し、「まちづくり」の目指す方向の中に、ユニバーサルデザインの考え方に基づく福祉のまちづくりの推進を掲げています。

国は、パラリンピック競技大会の開催が、障害者の自立や社会参加を促す大きな契機となるとの認識の下、子どもから大人まで、障害の有無に関わらず互いの尊厳を大切にしようとする共生社会の実現を目指して「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を策定し、国民の意識や個人の行動に向けて働きかける「心のバリアフリー」に資する取組とユニバーサルデザインの街づくりを推進する取組、すなわちソフト・ハードが一体となった施策を推進するとしています。

市においても、取組方針の具現化を図るため平成28年度から策定している「2020年に向けた調布市アクション&レガシープラン」の中で、福祉のまちづくりに向けたアクションとして、バリアフリーハンドブックの作成や障害者余暇活動を支援する「ほりでーぷらん」事業、競技会場周辺の道路整備のほか、オリンピック・パラリンピック等経済界協議会が市民の協力を得て実施した競技会場周辺のバリアフリーマップのデータ収集など、様々な取組を進めて参りました。

また、アクション&レガシープラン2018においては、パラリンピックを契機とした障害者理解の促進を挙げ、東京2020大会で市内開催のパラリンピック競技である車いすバスケットボールについて、体験会の実施や天皇杯・国際大会の試合観戦など、競技に触れる機会を市民に提供し、選手との交流や応援等を通じて、障害者総合計画に基づく共生社会の実現に向けた取組を進めているところです。

引き続き、多摩地域唯一のパラリンピック競技開催地としておもてなしの一層の充実を図り、多様な主体と連携しながら東京2020大会の成功に寄与するとともに、多くの場面で合理的配慮にもとづく取組を進展させ、大会のレガシーとして障害者理解が促進されるよう、ユニバーサルデザインの考えに基づく福祉のまちづくりの一層の推進を図って参ります。

その他の御質問につきましては、担当よりお答えいたします。

（総務部長答弁）

私からは公文書管理条例の制定についての御質問にお答えいたします。

国においては、平成19年の社会保険庁の「消えた年金」問題、厚生労働省の資料の倉庫への放置など、御質問にあったいくつかの不適切な公文書管理に係る事案を踏まえ、第三者機関の設置も含めた適切な公文書等の管理体制の確立を目指すとして、平成23年4月に「公文書等の管理に関する法律」いわゆる公文書管理法を制定しました。

地方公共団体に対しては、同法第34条において、地方公共団体は、この法律の趣旨に則り、文書の適正な管理を実施するよう努めなければならないと、努力義務が規定されております。

調布市では、公文書管理法が施行される以前の平成16年4月に、文書管理の基本的な事項を定めた「調布市文書管理規則」を施行し、規則に基づく文書の適正な管理に努めて参りました。

文書管理規則は、第1条の目的において、「この規則は、文書の管理について基本的な事項を定め、文書を適正に管理することにより、事務の適正かつ能率的な執行に資するとともに調布市情報公開条例に基づく情報公開制度の円滑な運用に資することを目的とする。」と規定しております。これは、単に市役所内部の効率的な事務の執行を目的とした文書管

理ではなく、市政情報は市民と市との共有の財産であり、市政情報を公開し、市民への説明責任を果たすことが担保されるよう、適切な文書の管理に必要な事項を定めたものと認識しております。

公文書管理法施行後は、文書管理規則を改正し、新たに歴史資料としての引き継ぎや保存等についての規定を加え、国の公文書管理法で規定されている、現用文書の管理、整理、保存から歴史公文書としての移管や保存まで、文書管理規則に基づき適正な管理を実施しております。

保存期間を満了した文書については、廃棄をする前に所管部署による最終確認を行うと共に、第三者的な視点から歴史資料研究員が歴史資料に該当するかどうかを判断し、歴史資料として保存する文書については総務課へ移管する手続きをとり、永年保存する流れとなっております。

これらの取組から、市の文書管理規則により現用文書から歴史資料まで適切に管理する体制は整備できているものと認識しており、現時点では公文書管理に関する条例化については考えておりませんが、引き続き他団体の動向を注視して参ります。

次に、公文書館の設置についてであります。

公文書館法において公文書館は、歴史資料として重要な公文書等の保存、閲覧、調査研究を行うことを目的とする施設とされております。

市では、行革プラン2015に公文書管理体制の充実を位置づけ、歴史資料研究員を中心に、歴史資料の収集、保存、修復、デジタル化、研究等に取り組んでおります。修復を終え、デジタル化した資料については、市民の方に利用いただけるよう、公開できるものから、順次公文書資料室のパソコンでデータを公開するなど、引き続き公文書館に必要な機能の充実に取り組んで参ります。

（福祉健康部長答弁）

私からは、障害者総合計画の推進に向けてについてお答えいたします。

まず、障害者総合計画の策定過程の意義についてです。

近年の障害者福祉は、平成23年の「障害者基本法」の改正を始めとし、様々な法律の制定、改正が行われ、平成26年には障害がある人が、障害のない人と同じ権利を享受し、共に生きる地域社会の実現のために、平成18年に国連で採択された「障害者権利条約」が批准されました。その後も障害者差別解消法が施行されるなど、継続して法整備が進められております。

今回の障害者総合計画は、これらの法整備の流れを踏まえた計画となっており、平成30年度を計画初年度とし地域福祉計画、高齢者総合計画と併せて、平成30年3月に策定いたしました。策定にあたっては、障害者基本法に基づいて、共生社会の実現や社会参加、差別の禁止などを地域で進めていくことを位置付けました。そして、その実現を目指し障害当事者を含む幅広い市民と協働しながら策定したことが、本計画の意義だと考えております。

次に、計画の実施における当事者の参加・参画についてです。計画策定のため設置した障害者総合計画策定委員会は、障害者団体の代表や障害のある当事者又はその家族13人を含む計23人の委員で構成され、平成28年度、29年度の2か年にわたり合計12回の議論を重ねて参りました。このほか、障害者や障害児の保護者へのニーズ調査や関係機関へのヒアリング及びアンケート調査に加え、市内の障害者団体からもご意見をいただくなど、それぞれの立場から積極的にご意見をいただいたことで、多様な当事者の意見を可

能な限り計画へ反映することにつながったものと認識しております。また、本計画の実施にあたっては、当事者参加による進行管理が欠かせないものと考えており、学識経験者、障害福祉サービス事業者、当事者団体等で構成される障害者地域自立支援協議会に毎年報告を行い、PDCAサイクルにより進行管理を図って参ります。

次に、医療的ケアが必要な障害児・障害者の医療体制整備については、医療機関の事情により障害が理由で受け入れてもらえない当事者やご家族にとって深刻な問題であるということは認識しております。今回、障害者総合計画を策定するにあたり、当事者の方に委員として参加していただいたことや、計画案に対するパブリック・コメント手続により、様々なご意見をいただいた中で、医療制度上の課題についてもご意見がありました。これは、社会全体が障害者支援をするために十分なものになっていない現状を表しているものだと考えます。医療制度をすぐに変えることは難しい課題ですが、社会全体で支えていかなければならないことを認識しながら、障害者の支援体制が不十分である現状について、様々な機会を捉えて、東京都を始め、関係機関に当事者の声を伝えて参ります。

次に、医療的ケアが必要な障害児・者の把握と介護者支援については、障害者地域自立支援協議会や計画策定委員会の中でも、吸引や経管栄養など、医療的ケアを要する子どもを養育する家族の、過重な介護負担や介護支援に係る深刻な情報不足について意見がありました。こうした声を受け止め、市では、本計画で3つの事業を開始いたします。1つめは「障害児（者）医療的ケア体制支援事業」です。看護職を障害福祉課に配置し、まずは当事者を把握し必要とされているニーズや課題を抽出します。そして、医療と福祉の両面におけるコーディネートや、障害福祉サービス事業所側の受け入れや対応に関する支援の調整や助言等を実施します。2つめは、「重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業」です。訪問看護師が自宅へ出向いて一定時間ケアを代替し、介護者である家族の休養を図ります。3つめは医療的ケア従事者研修です。医療的ケアができる人材を確保するため、福祉人材育成センターにて、介護職でもたん吸引等の医療的ケアに対応するための資格研修を新たに実施します。これらの事業により、当事者もケアラーである介護者も地域で安心して生活できるよう取り組んで参ります。

次に、障害者総合計画のバックボーンとなる考え方の市民への周知・啓発についてです。

新たな障害者総合計画は、障害者基本法に掲げる共生社会の実現や社会参加、障害者差別禁止などの考え方を基本としています。これらの考え方を踏まえ、福祉3計画では共通の将来像「みんなが 自分らしく 安心して つながりをもって 暮らし続けられるまち 一支援合い 認め合い とともに暮らす」を掲げました。

障害者総合計画では、福祉3計画に共通する4つの基本理念と、その一つ一つを障害者福祉において具現化していくため、4つの施策推進の考え方を掲げ、障害者施策の推進に努めるものとしています。

市では、これを踏まえて、補助犬を利用している方や車いすの方などに市民が自然に接し、障害者が当たり前で地域で日常生活を送ることができるよう、引き続き、ヘルプマークの普及啓発や合理的配慮の考え方など差別解消の理解促進に努めて参ります。今後とも障害者地域自立支援協議会による講演会などの活動や出前講座を実施していくほか、調布市、多摩市、府中市の福祉施設合同による販売会「ほっとはーと」などのイベントに加え、調布駅前でのケータリングカーによるジェラートの販売など定期的に市民と交流できるよう機会をつくって参ります。また、平成30年度から始めた「障害児（者）フットサル事業」など、障害者が活動できる場の拡充に努めるとともに、既存事業の見直し・拡充等により障害のある子を持つ親の就労支援を含めた家庭全体の支援を広げていくことを検討し

て参ります。また、補助犬制度を理解されずに入店を断られることなどがないよう、補助犬マークの普及を図るとともに、市としても、当事者、市民、ボランティア、事業者など多様な主体と協働し、地域で障害者を支え合う仕組みづくりに努めます。さらに、昨年度発行したバリアフリーハンドブックについて、作成に参加頂いた障害当事者とも協議しながら有効な活用を検討して参ります。また、オリンピック・パラリンピック開会を控え、このハンドブックが海外からの来訪者に活用できるよう、対応の手法を検討して参ります。そのことにより障害のある海外の来訪者に日本の「おもてなし」の精神が伝えられるよう努めて参ります。

最後に、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進についてです。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会では、国内外から様々な障害のある方が調布市を訪れることが想定され、ユニバーサルデザインのまちづくりをハード・ソフト両面で推進していくことが求められています。そのため、市では、平成29年度に、議員からご紹介もありました「バリアフリーハンドブック」を作成するなど、外出しやすい環境を整えました。今後はこのハンドブックにご協力いただいた店舗や施設に補助犬制度などの更なる周知を図ります。

また、当事者の体験を広く市民に伝えることも重要です。そこで市民や事業者には調布市社会福祉協議会主催の障害者理解のための講座への参加を促すなど、広く障害者差別解消法の普及啓発や障害者理解の促進を図ります。また、ハード面の整備においては、今年度予定されている3か所の市内公衆トイレの改修工事にあたり、担当部署と障害者団体の顔つなぎを行い、障害当事者の意見を工事内容に反映させる機会を設けることができました。今後も所管部署と連携し、障害のある当事者の意見を反映しながら福祉のまちづくりを推進して参ります。

今後とも、オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、障害のある人もない人も、すべての市民が地域でいきいきと暮らせるまちづくりにつながるよう努めて参ります。